

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	建設業法施行令の一部を改正する政令案		
規制の名称	(ア) 電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設 (イ) 建築施工管理に係る2級の技術検定の学科試験の種別の廃止		
規制の区分	規制の改正(拡充、緩和)		
担当部局	国土交通省土地・建設産業局建設業課	電話番号: 03-5253-8111(内線24-756)	e-mail : harada-y2km@mlit.go.jp
評価実施時期	平成29年10月20日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(ア) 電気通信工事に係る監理技術者の不足が懸念されており、現行の実務経験要件により監理技術者となる制度に加え、技術検定の種目として電気通信工事施工管理を新設する。</p> <p>(イ) 建設業は、若年入職者の減少といった課題に直面しているが、技術検定の2級の学科試験については高校在学中から受検を可能としたことで、技術検定の受検を行う高校が増加してきている。しかしながら、「建築施工管理」は更に3つの種別(建築、躯体、仕上げ)に細分化して技術検定が実施されており、仮に種別ごとの学科試験に合格しても、高校卒業後に入社した会社の配属先が受験種別と異なる専門部署であった場合には、学科試験から受け直す必要が生じている。このため、建築施工管理に係る2級の技術検定の学科試験の種別を廃止し、実地試験についてのみ種別に細分化し試験を実施する。</p>		
直接的な費用の把握			
(遵守費用)	<p>(ア) 監理技術者等になるために当該技術検定への合格が必須の要件とはされていないが、受験手数料が必要となる。(1級の学科試験・実地試験についてはそれぞれ13,000円、2級の学科試験・実地試験についてはそれぞれ6,500円を予定している。)</p> <p>(イ) 遵守費用は発生しない。</p>		
(行政費用)	<p>(ア) 指定試験機関からの申請や報告への対応や、実施計画等に関する委員会の開催等に関する業務の増加が見込まれる。</p> <p>(イ) 行政費用の増加は発生しない。</p>		
直接的な効果(便益)の把握	<p>(ア) 現在、監理技術者要件を満たせていない者が1級技術検定に合格することにより、監理技術者数の増加が見込まれる。</p> <p>(イ) 高校在学中に2級学科試験に合格した者が、入社後に再受験を余儀なくされることがなくなり、高校在学中での学科試験の受験を推進する高校数及び若年層の受験者数の増加が見込まれる。また、再度学科試験より受験し直していたために生じていた受験料1人あたり4,700円の遵守費用が削減される。</p>		
副次的な影響と波及的な費用の把握	(ア)(イ)ともに、副次的な影響なし。		
費用と効果(便益)の関係	<p>(ア) 遵守費用については監理技術者となるための必須要件ではなく、行政費用については指定試験機関の指定を行うことで試験の運用を指定試験機関に行わせることができるため、その費用は限定的である一方、監理技術者数の不足が懸念される電気通信工事業の監理技術者数の増加が見込まれる。 以上のことから、当該改正は妥当である。</p> <p>(イ) 追加の費用は発生せず、一方で建設業の担い手の確保(特に若年層)などが見込まれることから、当該改正は妥当である。</p>		

<p>代替案との比較</p>	<p>(ア) [代替案の内容] 電気通信工事の監理技術者の要件について、技術検定を新設せず、必要な指導監督的な実務経験に関し、要件を緩和する。 [費用] なし [効果(便益)] ・電気通信工事の監理技術者の要件を満たす者が増加し、監理技術者の不足が改善する見込み。 [副次的な影響及び波及的な影響] なし [費用と効果(便益)の比較] ・規制案と代替案を比較すると、規制案では、建設工事の施工の管理をつかさどる能力について一定水準以上を有していることを確認することで、現行の監理技術者に求められる水準を維持しつつ新たな道を拓くことで監理技術者の増加が見込まれる。一方で、代替案では、検定試験に係る費用が生じず、また、監理技術者の数は規制案よりも増加すると見込まれるが、工事現場で当該技術者に本来求められる水準を保てなくなることが大きく懸念されることから、規制案を採用することとする。</p> <p>(イ) [代替案の内容] 建築施工管理に係る2級の技術検定において、ある種別の学科試験に合格した者については、他の2つの種別の試験を受験する際に、学科試験の免除を行う。 [費用] なし [効果(便益)] 建築施工管理に係る2級の技術検定について、例えば高校在学中にある種別の学科試験に合格した者が、建築関係の企業に就職した際、他の種別に関連する部署に配属となった場合でも、当該他の種別を受験する際に再度学科試験から受験する必要がなくなる。 [副次的な影響及び波及的な影響] なし [費用と効果(便益)の比較] 規制案と代替案を比較すると、規制案では、現行の技術者に求められる水準を維持しつつ、新たな道を拓くこととなる一方で、代替案では、現場レベルで当該技術者に本来必要とされる水準を保てなくなることが懸念されることから、規制案を採用することとする。</p>
<p>その他関連事項</p>	<p>(ア)(イ)ともに、「適正な施工確保のための技術者制度検討会」(有識者委員会)において提言が行われた内容に基づく制度改正である。</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>平成34年度末(施行5年後)に事後評価を実施。 [指標] (ア)新設する電気通信工事に係る技術検定の受検者数及び合格者数、実務経験で電気通信工事業の監理技術者資格者証の交付を受けた者の数。 (イ)建築施工管理に係る2級の技術検定における若年層(29歳以下)の受検者数及び合格者数。</p>
<p>備考</p>	